

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（主任者登録の申請） 第二十六条の五十二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のものをいう。）について、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>5（略）</p> | <p>（主任者登録の申請） 第二十六条の五十二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報という。）について、同法第三十条の七第三項の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>5（略）</p> |